

令和5年度第1回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和5年5月31日（水）午前11時10分～正午
- 2 場 所 埼玉教育会館 201、202号室
- 3 出席者 57市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議事

（1）国民健康保険運営方針で目標設定した事業の取組状況について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、国民健康保険運営方針で目標設定した事業の取組状況について説明。
- ・ 「1 保険税関係」の「(1) 納期内納付の促進」について、表中の「Twitter、フェイスブック等 SNS での広報」は、昨年度の照会では4市町村のみ実施予定としていたが、今年度は22市町村が実施予定となっており、広報手段としての活用が進んでいる。
- ・ 「(2) 現年度分の早期処理による確実な徴収」では、表中の「コールセンターによる電話催告」が21市町村、「自動音声電話催告システムによる電話催告」が11市町村となった。職員以外による電話催告が半数以上の市町村で行われていることになる。
- ・ 「(3) 滞納繰越分に対する滞納処分の強化」について、表中の「高額ヒアリング」とは、優先順位の高い高額案件を担当者任せにせず、主幹や課長によるヒアリングを実施して進捗管理をするもので、半数以上の市町村で行われており、効果も高いと思われる。
- ・ 「2 保険給付関係」の「(3) 第三者行為求償等の取組」において、多くの市町村ではレセプト点検・国保連リストから第三者行為による傷病を抽出しているが、地域包括支援センターや消防署等から情報提供を受け、傷病発見に努めている市町村もあった。引き続き取組の強化をお願いしたい。
- ・ 「3 医療費適正化関係」の「(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上」「ア 特定健康診査受診率向上の取組」「①受診勧奨の強化」「<その他(独自の取組)>」について、複数の市町村から39歳への受診勧奨をしていると回答があった。若年層に対する取組は国及び県でも推奨しており、来年度は独自の取組としてではなく、実施予定市町村数を記載したいと考えているため、積極的な取組をお願いしたい。
- ・ 「(5) 健康長寿埼玉プロジェクト等の推進」の「<その他(独自の取組)>」では、健康長寿サポーターの育成という回答があった。こちらも県の健康長寿課で推奨している取組のため、来年度は実施予定市町村数を記載するため、積極的な取組をお願いしたい。

（2）ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 5月に1回目の会議を開催し、令和4年度までのワーキングにおける検討状況及び今後の課題、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について協議した。

② 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-2に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 5月に1回目の会議を開催し、令和4年度のグループ別検討状況、事務処理マニュアルの見直し、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について協議した。

(3) 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の原案について

<埼玉県>

- ・ 資料3-1、3-2に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の原案について説明。
- ・ 「1 基本的事項」の「(1) 策定の目的」と「2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し」の「(2) 医療費の動向と将来の見通し」については、国から通知・ガイドラインが示された後に更新予定としているが、まだ国から示されていないため、更新できていない。7月に開催予定の推進会議では、方向性を示したいと考えている。
- ・ 「1 基本的事項」の「(4) 対象期間」について、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としていたが、令和12年3月31日までの6年間とした。また、6年間の中間年に必要な見直しを行うこととする旨を新たに記載した。本記載は、令和5年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法（第82条の2）が改正され、都道府県国保運営方針を「おおむね6年ごとに」定めること、また、「おおむね3年ごとに」必要があれば変更することが規定されたことから、本県の運営方針原案も修正した。
- ・ 「3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法」の「(1) 賦課の現状」の「賦課方式」について、当課が4月に実施した税率等調査の結果に基づき、令和5年4月1日時点の情報に更新した。昨年度から2方式が1市町村増えた。
- ・ 「賦課限度額」についても、令和5年4月1日時点の情報に更新した。政令と同額となっている市町村は昨年度から1つ増え、23市町村となった。
- ・ 「保険税の軽減割合」について、令和4年度の軽減世帯割合としていたが、令和3年度の情報に変更した。総務省の「市町村税課税状況等の調」から全国版の数値を引用しており、令和4年度の数値の公表が令和5年度末であるため、本県の状況も令和3年度の数値に統一した。また、前回は県の軽減割合を「国民健康保険基盤安定負担金交付申請関係資料」から引用していたが、全国版の数値に合わせて県市町村課の「市町村税課税状況等の調」から算出した数値に変更した。
- ・ 「(2) 保険税水準の統一」の「③統一の進め方」について、現行の記載では目標が第2期国保運営方針において設定した目標であることを示しておらず、医療費水準の参照年度が平成27～29年度平均となっている理由が分かりづらい記載となっていた。このため、第2期国保運営方針において設定した目標であることを明示し、収納率格差が縮小傾向にあるものの、依然として差が大きいことについて触れ、第3期国保運営方針においても第2期国保運営方針で設定した目標を踏襲することの理由が明確になるよう記載を変更した。
- ・ 「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」の「(2) 準統一（令和9年度～）」の「⑤その他」の「予備費」について、以前は記載していなかったが、保険税水

準の統一に係る工程表に本項目を掲載していることや、市町村における予算編成事務の参考となることなどが考えられるため、今回新設として項目を追加した。

- ・ 「5 市町村における保険税の徴収の適正な実施」の「(1) 保険税収納率の向上」の「③ 目標」について、運営方針が令和11年度までに変更となったため、口座振替の原則化の目標年度及び規模別収納率目標を令和8年度までと明記した。なお、計画の最終年度である令和11年度の具体的な目標値については、運営方針の中間見直しの際に収納率の状況を勘案し、設定したいと考えている。
- ・ 「④目標達成に向けた取組」について、重点的に取り組む収納対策のみの記載となっていたため、冒頭に、令和8年度の目標達成に向けて、段階的な目標を設定することや、市町村の実情に応じて、徴収体制の充実を図る旨を記載した。
- ・ 「6 市町村における保険給付の適正な実施」の「(3) 海外療養費の支給」について、「新型コロナウイルス感染症の収束に伴い」の記載について、「収束」という表現を「5類感染症移行に伴い」に修正した。また、「検討していく必要があります」の記載を「検討していきます」に修正した。
- ・ 「(4) 第三者行為求償等の取組」の「④目標達成に向けた取組」の市町村が行う取組については、「市町村の主な取組」と記載があるが、県と国保連合会については記載がなかったため、「県の主な取組」、「国保連合会の主な取組」と記載し、取り組む主体を追加した。
- ・ 「7 医療費の適正化の取組」の「(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上」の「④目標達成に向けた取組」について、見出し部分を囲む表記に修正した。
- ・ 「(3) ジェネリック医薬品の使用促進」の「①現状」の数量シェアに関する記載について、「子ども世代は医療費が無料であるなどの理由により●%と低くなっており…」としていたが、「子ども世代は低い傾向にある」という事実のみの記載とした。また、出典についても整理した。
- ・ 運営方針の別添として掲載を予定している「国民健康保険税の減免基準」の「2 減免の対象となる保険税及び減免の割合、対象期間」の表中、「低所得」の対象期間の考え方について、修正前は、「減免申請日以降に納期の末日が到来する保険税」としていたが、「特別の事情があると認められる場合は保護開始日」と、特例の記載を付け加えた。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 保険税の完全統一の時期が具体的に示されていないが、第4期国保運営方針において完全統一の時期を記載する等の検討はしているか。また、現段階で完全統一の時期を明示していない理由はあるか。

<埼玉県>

- ・ 完全統一は、収納率格差が一定程度まで縮小した段階で行うこととしている。現状は約9ポイントの差があるため、第3期国保運営方針の中間見直しの段階での差や他県の状況も踏まえて、完全統一の時期を検討する。

(4) 今後のスケジュールについて

<埼玉県>

- ・ 資料4-1に基づき、納付金算定等に係る令和5年度のスケジュールについて説明。
- ・ 昨年度3月の令和4年度第4回推進会議で配布した資料からの変更点としては、事務処理標準化WGについて、今年度はグループ別検討を中心に議論を行うこととし、全体のWGの開催を年度始めと年度末のみとしたため、7月と10月の2回開催が減っている。
- ・ 資料4-2、4-3に基づき、国保事業費納付金及び普通交付金の納付・支払いに係る令和5年度のスケジュールについて説明。